

再就職等監視委員会会議運営規則

平成24年3月28日
再就職等監視委員会決定

(総則)

第1条 再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、再就職等監視委員会令（平成20年政令第187号）及び他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事等)

第2条 委員長（委員長に事故がある場合にあっては、法第106条の7第4項の規定により委員長の職務を代理する委員。以下同じ。）は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合においては、委員長は、次の会議において、その結果を報告しなければならない。

3 前項の場合において委員会の議決を要する議題があるときは、委員長は、当該議題に関する資料を委員に送付してその意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって、委員会の議決に代えることができる。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第3条 会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会の議決を経て、会議の全部又は一部を公開することができる。

2 会議の議事については、議事録及び次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員長及び委員の確認を得て議事要旨を公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議の概要及び結果
- 五 その他必要な事項

3 会議の配布資料については、その全部又は一部を公開することが次の各号のいずれにも該当せず、かつ、委員長が適当と認める場合には、当該部分を公開することができる。

- 一 当事者若しくは第三者の権利若しくは正当な利益又は公共の利益を害するお

それがある場合

- 二 委員会が所掌する調査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある場合
- 三 その他委員会の所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(会議への出席等の要求)

第4条 委員長は、相当と認める者に対して、会議への出席を求め、又は資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(細目)

第5条 この規則及び他の規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細目は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成24年3月28日から施行する。